

松江市総合体育館改修整備管理運営事業
設計施工一括請負契約書（案）

令和6年1月

松江市

設計施工一括請負契約書

- 1 事業名 松江市総合体育館改修整備管理運営事業施設整備業務
- 2 事業場所 島根県松江市学園南一丁目
- 3 履行期間 契約締結日から令和 年 月 日まで
(うち工事工期) (着工：令和 年 月 日 完成：令和 年 月 日)
- 4 工事を施工しない日又は工事を施工しない時間帯
別途定める
- 5 請負代金額 ￥ 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ￥ 円)
- 6 契約保証金 ￥ 円
- 7 建設発生土の搬出先等
別途定める
- 8 解体工事に要する費用等
- (1) 解体工事に要する費用
 - (2) 再資源化等に要する費用
 - (3) 分別解体等の方法
 - (4) 再資源化等をする施設の名称及び所在地

上記の事業について、松江市と建設事業者（又は SPC）とは、各々の対等な立場における合意に基づいて、別紙の条項によって事業の契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、建設事業者が共同企業体を結成している場合には、建設事業者は、別紙の共同企業体協定書により契約書記載の工事を共同連帯して請け負う。
(この契約は仮契約とし、松江市議会において可決の旨の議決があったときに本契約に移行するものとする。ただし、否決の旨の議決があったときは、この仮契約は解除するものとする。)

この契約の締結を証するため、契約書2通を作成し、当事者記名・押印の上、各自その1通を所持する。

令和6年 月 日

市 松江市

島根県松江市末次町86番地

松江市長 上定 昭仁

印

建設事業者（又はSPC）

所在地

商号又は名称

代表者名

印

目 次

第1章 総則	1
第1条 (目的)	1
第2条 (用語の定義)	1
第3条 (関連工事の調整)	1
第4条 (契約の保証)	1
第5条 (事業の概要)	2
第6条 (業務責任者)	2
第7条 (解釈)	2
第8条 (権利義務の譲渡等)	2
第9条 (本件土地の使用)	3
第10条 (本件土地の調査)	3
第11条 (調査等の第三者への委託)	4
第2章 業務に関する変更	4
第12条 (条件変更等)	4
第13条 (市の請求による要求水準書の変更)	4
第14条 (建設事業者 (又は SPC) の請求による要求水準書の変更)	5
第3章 設計業務	5
第15条 (本施設の設計)	5
第16条 (設計に関する第三者の使用)	7
第17条 (設計状況の確認)	7
第4章 本施設の改修・建設	8
第1節 総則.....	8
第18条 (本施設の改修及び建設)	8
第19条 (施工計画書等)	9
第20条 (改修・建設工事期間中の第三者の使用)	9
第21条 (現場代理人及び主任技術者等)	9
第22条 (下請負人の健康保険等加入義務等)	10
第23条 (工事監理者の設置)	11
第24条 (工事現場における安全管理等)	11
第25条 (本施設の建設に伴う近隣対策)	11
第2節 市による確認.....	12
第26条 (中間検査)	12
第27条 (市による説明要求及び建設現場立会い)	12
第3節 工事の中止・工期の変更等.....	13
第28条 (工事の中止)	13
第29条 (本件土地が不用となった場合の措置)	13
第30条 (工事開始予定日の変更等)	14

第 31 条 (引渡予定日の変更)	14
第 32 条 (引渡予定日の変更等に係る協議)	14
第 4 節 損害等の発生.....	15
第 33 条 (臨機の措置)	15
第 34 条 (一般的損害)	15
第 35 条 (本施設の建設に伴い第三者に及ぼした損害)	15
第 5 節 本施設の完成及び引渡し	15
第 36 条 (建設事業者 (又は SPC) による本施設の自主完成検査)	15
第 37 条 (市による完成確認)	16
第 38 条 (市による本施設の所有)	16
第 39 条 (契約不適合責任)	17
第 5 章 請負代金額の支払い.....	19
第 40 条 (請負代金の支払い)	19
第 41 条 (部分使用)	19
第 42 条 (賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更)	19
第 6 章 契約期間及び契約の終了.....	21
第 1 節 契約期間.....	21
第 43 条 (契約期間)	21
第 2 節 建設事業者 (又は SPC) の責めに帰すべき事由による解除.....	21
第 44 条 (建設事業者 (又は SPC) の債務不履行による契約解除)	21
第 45 条 (建設事業者 (又は SPC) の責めに帰すべき事由による契約解除の場合の取扱い)	22
第 3 節 市の責めに帰すべき事由による解除	23
第 46 条 (市の債務不履行による契約解除)	23
第 47 条 (市の責めに帰すべき事由による契約解除の場合の取扱い)	23
第 4 節 法令の変更・不可抗力による契約解除.....	24
第 48 条 (法令の変更による契約の解除)	24
第 49 条 (不可抗力による契約解除)	24
第 50 条 (法令の変更・不可抗力による解除の場合の取り扱い)	24
第 5 節 市の任意による契約解除	25
第 51 条 (市の任意による解除)	25
第 6 節 事業終了に際しての処置	25
第 52 条 (事業終了に際しての処置)	25
第 7 章 法令の変更.....	26
第 53 条 (法令の変更)	26
第 54 条 (法令の変更による費用・損害の扱い)	26
第 8 章 不可抗力等.....	27
第 55 条 (不可抗力)	27

第 56 条	(不可抗力による増加費用・損害の扱い)	27
第 57 条	(第三者の責めに帰すべき事由による本施設の損害)	27
第 9 章	知的財産権等	28
第 58 条	(著作物の利用及び著作権)	28
第 59 条	(著作権の侵害の防止)	28
第 60 条	(特許権等の使用)	29
第 10 章	その他	30
第 61 条	(公租公課の負担)	30
第 62 条	(経営状況の報告) 【SPC を設立しない場合削除】	30
第 63 条	(建設事業者 (又は SPC) が第三者と締結する損害賠償額の予定等)	30
第 64 条	(遅延損害金)	30
第 65 条	(秘密保持)	30
第 66 条	(個人情報保護)	31
第 67 条	(情報通信の技術を利用する方法)	32
第 68 条	(本契約の変更)	32
第 69 条	(準拠法及び専属的合意管轄裁判所)	32
第 70 条	(想定外事項)	32
別紙 1	用語の定義	33
別紙 2	事業日程	36
別紙 3	業務の委託又は請負企業一覧	37
別紙 4	保険	38
別紙 5	請負代金額の算出方法及び請負代金額等の支払方法	39
様式 1	目的物引渡書	43

第1章 総則

第1条 (目的)

設計施工一括請負契約（以下「本契約」という。）は、松江市（以下「市」という。）と建設事業者（又は SPC）とが相互に協力し、本事業を円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

第2条 (用語の定義)

- 1 本契約において使用する用語の定義は、別紙1に定めるところによるほか、基本契約、募集要項等に定義されるところに従うものとする。
- 2 本契約における各条項の見出しは、参照の便宜のために付すものであり、本契約の各条項の解釈に影響を与えないものとする。

第3条 (関連工事の調整)

- 1 市は、建設事業者（又は SPC）の施工する工事及び市の発注に係る第三者の施工する他の工事が施工上密接に関連する場合において、必要があるときは、その施工につき、調整を行うものとする。この場合においては、建設事業者（又は SPC）は、市の調整に従い、当該第三者の行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

第4条 (契約の保証)

- 1 建設事業者（又は SPC）は、本契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第5号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を市に寄託しなければならない。
 - (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 本契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、市が確実に認める金融機関又は保証事業会社（公共工事の前払保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。）の保証
 - (4) 本契約による債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 本契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 市は、前項の規定による保険証券の寄託に代えて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法(以下「電磁的方法」という。)であって、当該履行保証保険契約の相手方が定め、市が認めた措置を講じることができる。この場合において、建設事業者（又は SPC）は、当該保険証券を寄託したものとみなす。
- 3 第1項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第4項において「保証の額」という。）は、請負代金額の10分の1以上としなければならない。
- 4 第1項の規定により、建設事業者（又は SPC）が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号又は第5号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

- 5 請負代金額に請負代金額変更があった場合には、保証の額が変更後の請負代金額請負代金額の10分の1に達するまで、市は、保証の額の増額を請求することができ、建設事業者（又はSPC）は、保証の額の減額を請求することができる。

第5条（事業の概要）

建設事業者（又はSPC）は、設計業務、改修・建設工事・工事監理業務（以下「施設整備業務」という。）及びこれに付随又は関連する一切の業務を行う。

第6条（業務責任者）

- 1 建設事業者（又はSPC）は、施設整備業務について総合的な調整を行う施設整備業務責任者を、本契約の締結後速やかに配置し、市に通知する。本項の業務責任者を変更した場合も同様とする。
- 2 建設事業者（又はSPC）は、設計業務、改修・建設工事業務及び工事監理業務について、各業務責任者を配置し、市に通知する。本項の業務責任者を変更した場合も同様とする。なお、本項の業務責任者の選任及び変更の要件は本契約の規定に従う。
- 3 市は、前2項に基づき配置又は変更された業務責任者が、募集要項等に定める基準に合致していない等、合理的な理由がある場合には、30日以上の猶予期間を設けて、当該業務責任者を変更するよう建設事業者（又はSPC）に求めることができる。

第7条（解釈）

- 1 本契約に定めのない事項について定める必要が生じた場合又は本契約の解釈に関して疑義が生じた場合には、その都度、市及び建設事業者（又はSPC）が誠実に協議の上、これを定める。
- 2 基本契約書、本契約、募集要項等及び事業者提案の記載に齟齬がある場合には、基本契約書、本契約、募集要項等に関する質問に対する回答、要求水準書、募集要項、事業者提案（ただし、事業者提案の内容が、募集要項等に関する質問に対する回答、募集要項、要求水準書で示された水準以上のものである場合には、当該内容に関して事業者提案はこれらに優先する。）の順にその解釈が優先する。

第8条（権利義務の譲渡等）

- 1 建設事業者（又はSPC）は、本契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 2 建設事業者（又はSPC）は、設計図書（未完成の設計図書及び設計業務を行う上で得られた記録等を含む。）を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。
- 3 建設事業者（又はSPC）は、本施設並びに工事材料（工場製品を含む。以下同じ。）のうち第37条第1項の規定による検査に合格したもの及び工事仮設物を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、市の承諾を得た場合は、この限りでない。

- 4 建設事業者（又は SPC）が前払金の使用や部分払等によってもなお本契約の目的物に係る工事の施工に必要な資金が不足することを疎明したときは、市は、特段の理由がある場合を除き、建設事業者（又は SPC）の請負代金債権の譲渡について、第 1 項ただし書の承諾をしなければならない。
- 5 建設事業者（又は SPC）は、前項の規定により、第 1 項ただし書の承諾を受けた場合は、請負代金債権の譲渡により得た資金を本契約の目的物に係る工事の施工以外に使用してはならず、またその用途を疎明する書類を市に提出しなければならない。

第 9 条（本件土地の使用）

- 1 本施設の整備は、本件土地において行う。本件土地の管理は建設事業者（又は SPC）が善良な管理者の注意義務をもって行う。建設事業者（又は SPC）は、本事業に必要な範囲について本件土地を無償で使用することができる。
- 2 建設事業者（又は SPC）は、第 10 条第 4 項及び同条第 5 項に基づき市が増加費用及び損害を負担する場合を除き、本件土地に係る補修費等の必要費、改良費等の有益費その他の費用の追加的な支出が発生した場合であっても、これを市に請求しない。
- 3 本施設の建設に要する仮設資材置場等を本件土地以外に確保する場合は、建設事業者（又は SPC）の責任及び費用負担において行う。

第 10 条（本件土地の調査）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、本件工事に必要な測量調査、地質調査その他の調査を、既に市が行ったものを除き、自らの責任及び費用負担により行う。また、建設事業者（又は SPC）は当該調査を行う場合には、調査の日時及び概要をあらかじめ市に連絡しなければならない。
- 2 前項の調査結果に不備又は誤謬等がある場合には、建設事業者（又は SPC）は、当該不備又は誤謬等に起因して発生する一切の責任を負担し、かつ、これに起因する一切の増加費用及び損害（再調査費の負担を含む。）を負担する。
- 3 建設事業者（又は SPC）は、第 1 項の調査を行った結果、本件土地に関する市からの事前開示情報の内容と齟齬を生じる事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知し、市及び建設事業者（又は SPC）は、その対応を協議する。
- 4 本件土地に関する事前開示情報の誤謬に起因して本件工事が遅延した場合又は市若しくは建設事業者（又は SPC）に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合には、市は、建設事業者（又は SPC）と協議の上、引渡予定日、維持管理開始予定日及び運営開始予定日を合理的な期間だけ延期し、当該増加費用及び損害を負担する（逸失利益を除く。）。
- 5 建設事業者（又は SPC）は、本件土地に市の把握していない土壌汚染及び地中障害物等があった場合には、その旨を直ちに市に通知し、市及び建設事業者（又は SPC）はその対応を協議する。なお、本件土地について、本件土地に関する事前開示情報及び建設事業者（又は SPC）において合理的に入手可能な本件土地に関する情報からは合理的に予測できない土壌汚染及び地中障害物等があったことに起因して本件工事が遅延することが合理的に見込まれる場合又は市若しくは建設事業者（又は SPC）に本事業の実

施について増加費用及び損害が発生する場合には、市は、建設事業者（又は SPC）と協議の上引渡予定日、維持管理開始予定日及び運営開始予定日を合理的な期間だけ延期し、当該増加費用及び損害を負担する（逸失利益を除く。）。ただし、建設事業者（又は SPC）が当該増加費用及び損害の発生及び拡大を防止又は低減する努力を行わなかったことに起因する工期の遅延に対応した引渡予定日、維持管理開始予定日及び運営開始予定日の延期は行わず、またこれに起因する増加費用及び損害については、市は負担しない。

- 6 市は、必要と認めた場合には随時、建設事業者（又は SPC）から第 1 項の調査に係る事項について報告を求めることができる。

第11条（調査等の第三者への委託）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、市の承諾を得た場合に限り、前条の調査を第三者に委託することができる。
- 2 前項の規定による調査の委託は、すべて建設事業者（又は SPC）の責任及び費用負担において行うものとし、調査の委託を受けた者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、建設事業者（又は SPC）の責めに帰すべき事由とみなす。
- 3 建設事業者（又は SPC）は、当該委託を受けた者の責めに帰すべき事由により、建設事業者（又は SPC）に本事業の実施について発生した増加費用及び損害を負担する。

第 2 章 業務に関する変更

第12条（条件変更等）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、本事業を実施するに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに市に通知しなければならない。
 - (1) 要求水準書の誤謬があること。
 - (2) 本件土地の条件（形状、地質、湧水等の条件をいうものとし、埋蔵文化財、土壌汚染及び地中障害物に係る条件を含む。次号において同じ。）について、本契約等に示された自然的又は人為的な条件と実際の現場が一致しないこと。
 - (3) 本契約等で明示されていない本件土地の条件について、予期することができない特別の状態が生じたこと。
- 2 市は、前項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、要求水準書の変更案の内容を建設事業者（又は SPC）に通知して、要求水準書の変更の協議を請求しなければならない。

第13条（市の請求による要求水準書の変更）

- 1 市は、必要があると認めるときは、要求水準書の変更案の内容及び変更の理由を建設事業者（又は SPC）に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。
- 2 建設事業者（又は SPC）は、前項又は前条第 2 項の通知を受けたときは、14 日以内に、市に対して次に掲げる事項を通知し、市と協議を行わなければならない。
 - (1) 要求水準書の変更に対する意見
 - (2) 要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
 - (3) 要求水準書の変更に伴う請負代金額の変更の有無

- 3 第1項若しくは前条第2項の通知の日から14日以内に建設事業者（又はSPC）から市に対して前項に基づく通知がなされない場合又は前項に基づく建設事業者（又はSPC）から市への通知の日から14日を経過しても前項の協議が調わない場合において、市は、必要があると認めるときは、要求水準書、事業日程又は請負代金額を変更し、建設事業者（又はSPC）に通知することができる。この場合において、建設事業者（又はSPC）に増加費用又は損害が発生したときは、市は必要な費用を負担しなければならない。ただし、建設事業者（又はSPC）が増加費用又は損害の発生を防止する努力を怠った場合においては、この限りでない。
- 4 要求水準書の変更が行われた場合において、市は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書の変更を求める旨を建設事業者（又はSPC）に通知することができる。

第14条（建設事業者（又はSPC）の請求による要求水準書の変更）

- 1 建設事業者（又はSPC）は、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を市に通知して、要求水準書の変更の協議を請求することができる。
 - (1) 要求水準書の変更の内容
 - (2) 要求水準書の変更の理由
 - (3) 建設事業者（又はSPC）が求める要求水準書の変更に伴う事業日程の変更の有無
 - (4) 建設事業者（又はSPC）が求める要求水準書の変更に伴う請負代金額の変更の有無
 - (5) 建設事業者（又はSPC）が求める要求水準書の変更に伴い設計図書等の変更が必要となる場合にあっては、当該変更内容の概要
- 2 市は、前項の通知を受けたときは、14日以内に、建設事業者（又はSPC）に対して要求水準書の変更に対する意見を通知し、建設事業者（又はSPC）と協議を行わなければならない。
- 3 前項の通知の日から14日を経過しても前項の協議が調わない場合には、市は、要求水準書、事業日程又は請負代金額の変更について定め、建設事業者（又はSPC）に通知する。
- 4 要求水準書の変更が行われた場合において、市は、必要があると認めるときは、理由を示して設計図書等の変更を求める旨を建設事業者（又はSPC）に通知することができる。
- 5 建設事業者（又はSPC）は、新たな技術の導入等により本事業にかかる費用の減少が可能である場合、かかる提案を市に対し積極的に行うものとする。

第3章 設計業務

第15条（本施設の設計）

- 1 本施設の基本設計及び実施設計は、本契約に従い、建設事業者（又はSPC）の責任及び費用負担において行う。
- 2 建設事業者（又はSPC）は、基本設計が本契約等に適合するものであることについて、基本設計の設計図書を提出して市の確認を受けなければならない。

- 3 市は、前項の書類の提出を受けた場合においては、基本設計の設計図書の内容が本契約等に適合するかどうかを審査し、審査の結果に基づいて本契約等に適合することを確認したときは、その旨を建設事業者（又は SPC）に通知しなければならない。
- 4 市は、第 2 項の書類の提出を受けた場合において、基本設計の設計図書の内容が本契約等に適合しないことを認めたととき又は設計図書の記載によっては本契約等に適合するかどうかを確認することができない正当な理由があるときは、その旨及び理由並びに是正期間を示して建設事業者（又は SPC）に通知しなければならない。
- 5 建設事業者（又は SPC）は、前項、第 13 条第 4 項又は前条第 4 項の通知を受けた場合においては、その責任において、設計図書の変更その他の必要な措置を行い、第 2 項の市の確認を受けるものとする。ただし、前項、第 13 条第 4 項又は前条第 4 項の通知に対して建設事業者（又は SPC）が設計図書を修正する必要がない旨の意見を述べた場合において、設計図書を修正しないことが適切であると市が認めたとときは、この限りでない。この場合において、市は、要求水準書の修正その他の必要な措置を講ずるものとする。
- 6 前項の規定に基づく設計図書の変更その他の必要な措置に要する費用は、第 4 項の通知を受けた場合においては建設事業者（又は SPC）の負担とし、第 13 条第 4 項又は前条第 4 項の通知を受けた場合においては市の負担とする。
- 7 建設事業者（又は SPC）は、第 2 項の確認を受けた設計図書を変更しようとする場合においては、あらかじめ、市の承諾を得なければならない。
- 8 第 2 項から前項までの規定は、実施設計の設計図書の市による確認について準用する。この場合において、「本契約」とあるのは「本契約及び基本設計」と読み替えるものとする。
- 9 第 2 項から前項までに規定する手続は、事業者の本施設の設計に関する責任を軽減又は免除するものではない。
- 10 設計業務に起因して本施設の完工若しくは維持管理・運營業務の開始が遅延した場合又は設計業務に起因して建設事業者（又は SPC）に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合の措置は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 市の責めに帰すべき事由により、本施設の完工若しくは維持管理・運營業務の開始が遅延した場合又は増加費用及び損害が発生した場合には、市は、建設事業者（又は SPC）と協議の上、引渡予定日、維持管理開始予定日及び運営開始予定日を合理的な期間だけ延期し、又は当該増加費用及び損害を負担する（逸失利益を除く。）。
 - (2) 事業者の責めに帰すべき事由により、本施設の完工若しくは維持管理・運營業務の開始が遅延した場合又は増加費用及び損害が発生した場合には、建設事業者（又は SPC）は、当該増加費用及び損害を負担する。
 - (3) 法令の変更又は不可抗力により、本施設の完工若しくは維持管理・運營業務の開始が遅延した場合又は増加費用及び損害が発生した場合には、第 7 章又は第 8 章に従う。
- 11 設計業務に起因して（原因の如何を問わず設計図書等の変更があった場合を含む。）、本事業にかかる費用が減少した場合、市は、かかる減少分を請負代金額から減額する。なお、前文の規定は、建設事業者（又は SPC）が、請負代金額の減額につながる設計図書等の変更の提案を、建設事業者（又は SPC）の適正な利益を確保した上で市に

対して行うことを妨げるものではない。また、建設事業者（又は SPC）は、新たな技術の導入等により本事業にかかる費用の減少が可能である場合、かかる提案を市に対し積極的に行うものとする。

第16条（設計に関する第三者の使用）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、設計業務を構成企業又は協力企業に委託するほか、市の事前の書面による承諾を受けた場合に限り、設計業務の一部を協力企業以外の第三者に委託することができる。
- 2 前項により設計業務の一部を受託した者が、さらに当該業務の一部を他の第三者（以下市から直接委託を受けた者と合わせて「協力企業等」という。以下本条において同じ。）に下請し又は再委託する場合には、建設事業者（又は SPC）は、市に対して速やかにその旨を通知し、市の事前の書面による承諾を受けなければならない。
- 3 建設事業者（又は SPC）は、前2項の規定に基づく市の承諾を得た後に設計業務の一部の遂行の委託等を行う協力企業等を変更する場合には、市に対して当該変更後の第三者について、前2項と同様の手続を経なければならない。
- 4 前3項の規定による設計業務の委託は、全て建設事業者（又は SPC）の責任及び費用負担において行うものとし、協力企業等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、建設事業者（又は SPC）の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 建設事業者（又は SPC）は、第1項又は第3項に規定する設計業務の協力企業等への委託を行った場合に、市から当該委託に関する契約書の写しの提出を求められたときは、速やかに市に提出しなければならない。
- 6 建設事業者（又は SPC）は、協力企業等の責めに帰すべき事由により、建設事業者（又は SPC）に本事業の実施について発生した増加費用及び損害を負担する。
- 7 第1項又は第3項に規定する設計業務の協力企業等の故意又は過失による本契約の重大な不履行が発生した場合、市は、当該不履行の発生の原因となった協力企業等の変更を、建設事業者（又は SPC）に求めることができる。新たな協力企業等の市による承諾については、第3項の手続に従う。また、建設事業者（又は SPC）が市の変更要求のあった日から3か月以内に合理的理由なく市の要求する協力企業等の変更に応じない場合は、市は本契約を解除することができる。当該解除については、第44条及び第45条の定めに従う。

第17条（設計状況の確認）

- 1 市は、本施設が本契約等に基づき設計されていることを確認するために、本契約に定める確認のほか、本施設の設計状況その他について、建設事業者（又は SPC）に通知した上でその説明を求め、又は必要な書類の提出を求めることができる。
- 2 建設事業者（又は SPC）は、前項の確認の実施について市に可能な限りの協力を行い、必要かつ合理的な説明及び報告を行うとともに、市が要求した場合、設計企業をして、必要かつ合理的な説明及び報告を行わせなければならない。

- 3 市は、第1項の確認の結果、本施設の設計が本契約等に適合しないと認めるときは、事業者に対し、その適合しない点を指摘して是正を求めることができる。当該是正に係る費用は、建設事業者（又は SPC）が負担する。

第4章 本施設の改修・建設

第1節 総則

第18条（本施設の改修及び建設）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、自らの責任及び費用負担において、事業日程に従い、適用ある法令を遵守の上、本契約等に基づいて本件工事を完成させる。
- 2 本施設の施工方法その他の本件工事のために必要な一切の手段は、建設事業者（又は SPC）がその責任において定める。
- 3 建設事業者（又は SPC）は、本章の規定に基づき市へ資料等を提出し、あるいは連絡を行ったこと、また、それに対し市が確認等を行ったことをもって、本契約上の責任を何ら軽減又は免除されるものではない。
- 4 建設事業者（又は SPC）は、本施設の工期中、自ら、構成企業又は協力企業をして別紙 4 に規定する保険に加入することとし、保険料は、建設事業者（又は SPC）、構成企業又は協力企業が負担する。建設事業者（又は SPC）は、各工事開始予定日（別紙 2 に記載）までに当該保険の証券又はこれに代わるものとして市が認めたものを市に提示の上、写しを提出しなければならない。
- 5 施設整備業務（設計業務を除く。以下本項及び次項において同じ。）に起因して本施設の完工若しくは維持管理・運営業務の開始が遅延した場合又は施設整備業務に起因して建設事業者（又は SPC）に本事業の実施について増加費用及び損害が発生した場合における措置は、次の各号のとおりとする。
 - (1) 市の責めに帰すべき事由により、本施設の完工若しくは維持管理・運営業務の開始が遅延した場合又は増加費用及び損害が発生した場合には、市は、建設事業者（又は SPC）と協議の上、引渡予定日、維持管理開始予定日及び運営開始予定日を合理的な期間だけ延期し、又は当該増加費用及び損害を負担する（逸失利益を除く。）。
 - (2) 建設事業者（又は SPC）の責めに帰すべき事由により、本施設の完工若しくは維持管理・運営業務の開始が遅延した場合又は増加費用及び損害が発生した場合には、建設事業者（又は SPC）は、当該増加費用及び損害を負担する。
 - (3) 法令の変更又は不可抗力により、本施設の完工若しくは維持管理・運営業務の開始が遅延した場合又は増加費用及び損害が発生した場合には、第7章又は第8章に従う。
- 6 施設整備業務に起因して（原因の如何を問わず建設方法の変更や本件完工予定日の変更があった場合を含む。）本事業にかかる費用が減少した場合、市は、かかる減少分を請負代金額から減額する。なお、前文の規定は、建設事業者（又は SPC）が、請負代金額の減額につながる変更の提案を、建設事業者（又は SPC）の適正な利益を確保した上で市に対して行うことを妨げるものではない。また、建設事業者（又は SPC）は、新たな技術の導入等により本事業にかかる費用の減少が可能である場合、かかる提案を市に対し積極的に行うものとする。

第19条（施工計画書等）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、工事開始前提出図書を本施設の改修・建設工事開始前に市に提出する。
- 2 建設事業者（又は SPC）は、市に提出した工事工程表に変更が生じた場合には、速やかに市に通知する。
- 3 建設事業者（又は SPC）は、工事現場に常に工事記録を整備し、市の要求があった場合には速やかに提示する。
- 4 建設事業者（又は SPC）は、施工時提出図書を施工時に市に提出する。
- 5 市は、建設事業者（又は SPC）から施工体制台帳の写しの提出及び施工体制に係る事項についての報告を求めることができる。

第20条（改修・建設工事期間中の第三者の使用）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、施設整備業務（設計業務を除く。以下本条において同じ。）を構成企業又は協力企業に請け負わせるほか、市の事前の書面による承諾を受けた場合に限り、施設整備業務の一部を構成企業又は協力企業以外の第三者に請け負わせることができる。
- 2 前項の規定により施設整備業務の一部を受注した者がさらに当該業務の一部を他の第三者（以下市から直接委託を受けた者と合わせて「協力企業等」という。以下本条において同じ。）に請け負わせる場合には、建設事業者（又は SPC）は、市に対し、速やかにその旨通知し、市の事前の書面による承諾を受けなければならない。
- 3 建設事業者（又は SPC）は、前2項の規定に基づく市の承諾を得た後に、施設整備業務の一部の遂行の委託等を行う協力企業等を変更する場合には、市に対して当該変更後の第三者について、前2項と同様の手続を経なければならない。
- 4 前3項の規定による施設整備業務の発注は、すべて建設事業者（又は SPC）の責任において行うものとし、協力企業等の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、建設事業者（又は SPC）の責めに帰すべき事由とみなす。
- 5 建設事業者（又は SPC）は、第1項又は第3項に規定する施設整備業務の協力企業等への発注を行った場合に、市から当該発注に関する契約書の写しの提出を求められたときは、速やかに市に提出しなければならない。
- 6 建設事業者（又は SPC）は、協力企業等の責めに帰すべき事由により、建設事業者（又は SPC）に発生した本事業の実施にかかる増加費用及び損害を負担する。
- 7 第1項又は第3項に規定する施設整備業務の協力企業等の故意又は過失による本契約の重大な不履行が発生した場合、市は、当該不履行の発生の原因となった協力企業等の変更を、建設事業者（又は SPC）に求めることができる。新たな協力企業等の市による承諾については、第3項の手続に従う。また、建設事業者（又は SPC）が市の変更要求のあった日から3か月以内に合理的理由なく市の要求する協力企業等の変更に応じない場合には、市は本契約を解除することができる。当該解除については、第44条及び第45条の定めに従う。

第21条（現場代理人及び主任技術者等）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、次の各号に掲げる者を定めて工事現場に設置し、設計図書に定めるところにより、その氏名その他必要な事項を市に通知しなければならない。これらの者を変更したときも同様とする。
 - (1) 現場代理人
 - (2) 主任技術者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 26 条第 1 項に規定する主任技術者をいう。以下同じ。）又は監理技術者（建設業法第 26 条第 2 項に規定する監理技術者をいう。以下同じ。）
 - (3) 監理技術者補佐（建設業法第 26 条第 3 項ただし書に規定する者をいう。以下同じ。）
- 2 現場代理人は、本契約の履行に関し、工事現場に常駐し、その運営、取締りを行うこと。
- 3 市は、前項の規定に関わらず、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、市との連絡体制が確保されると認めた場合には、現場代理人について工事現場における常駐を要しないこととすることができる。
- 4 建設事業者（又は SPC）は、第 2 項の規定にかかわらず、自己の有する権限のうち現場代理人に委任せず自ら行使しようとするものがあるときは、あらかじめ、当該権限の内容を市に通知しなければならない。
- 5 現場代理人、監理技術者等（監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者をいう。以下同じ。）は、これを兼ねることができる。

第22条（下請負人の健康保険等加入義務等）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、次の各号に掲げる届出の義務を履行していない建設業者（建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 2 条第 3 項に定める建設業者及び建設業法第 3 条第 1 項の許可を受けずに建設業を営む者をいい、当該届出の義務がない者を除く。以下「社会保険等未加入建設業者」という。）を下請負人としてはならない。ただし、市の指定する期限までに、当該社会保険等未加入業者が当該届出をした事実を確認することができる書類（以下「確認書類」という。）を建設事業者（又は SPC）が提出したときはこの限りではない。
 - (1) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出
 - (2) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出
 - (3) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出
- 2 建設事業者（又は SPC）は、次の各号に掲げる場合は、市の請求に基づき、違約罰として、当該各号に定める額を市の指定する期間内に支払わなければならない。
 - (1) 社会保険等未加入建設業者が建設事業者（又は SPC）と直接下請契約を締結する下請負人である場合において、建設事業者（又は SPC）が市の指定する期間内に確認書類を提出しなかったとき 建設事業者（又は SPC）が当該社会保険等未加入建設業者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 10 分の 1 に相当する額
 - (2) 社会保険等未加入建設業者が前号に掲げる下請負人以外の下請負人である場合において、建設事業者（又は SPC）が市の指定する期間内に確認書類を提出しなかったとき 当該社会保険等未加入建設業者がその注文者と締結した下請契約の最終の請負代金額の 100 分の 5 に相当する額

第23条（工事監理者の設置）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、工事監理業務を工事監理企業に委託するほか、市の承諾を受けた場合に限り、工事監理業務の一部を工事監理企業以外の第三者に委託することができる。
- 2 建設事業者（又は SPC）は、工事監理者をして、市に対し、本件工事につき定期的報告を行わせる。また、市は、必要と認めた場合には、随時、工事監理者に対し、本件工事に関する事前説明及び事後報告を求め、又は建設事業者（又は SPC）に対し、工事監理者をして本件工事に関する事前説明及び事後報告を行わせるよう求めることができる。
- 3 工事監理者の設置は、すべて建設事業者（又は SPC）の責任及び費用負担において行うものとし、工事監理者の責めに帰すべき事由は、その原因及び結果の如何にかかわらず、建設事業者（又は SPC）の責めに帰すべき事由とみなす。
- 4 建設事業者（又は SPC）は、工事監理者の責めに帰すべき事由により、建設事業者（又は SPC）に発生した本事業の実施にかかる増加費用及び損害を負担する。

第24条（工事現場における安全管理等）

建設事業者（又は SPC）は、自らの責任及び費用負担において、工事現場である本件土地における現場管理、労務管理、安全管理及び警備等を行うものとし、本件工事の実施に関して、建設機械器具等の設備の盗難又は損傷等により発生した増加費用は建設事業者（又は SPC）が負担する。ただし、法令の変更又は不可抗力により増加費用が発生した場合には、第 54 条又は第 56 条に従う。

第25条（本施設の建設に伴う近隣対策）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、本件工事に先立ち、本件工事に必要な範囲内で、また自らの責任及び費用負担において、近隣住民（近隣事業者を含む。以下同じ。）に対し、工事実施計画（施設の配置、施工時期、施工方法等の計画をいう。以下本条において同じ。）等の説明を行わなければならない。建設事業者（又は SPC）はその内容につき、あらかじめ市に対して説明を行う。市は、必要と認める場合には、建設事業者（又は SPC）が行う説明に協力する。
- 2 建設事業者（又は SPC）は、自らの責任及び費用負担において、騒音、悪臭、光害、粉塵発生、交通渋滞、水質汚濁、振動、地盤沈下、大気汚染、水質汚染、電波障害その他の本件工事が周辺環境に与える影響を勘案し、合理的な範囲内で近隣対策を実施する。建設事業者（又は SPC）は、市に対し、事前及び事後に近隣対策の内容及び結果を報告する。
- 3 建設事業者（又は SPC）は、あらかじめ市の承諾を受けない限り、近隣対策の不調を理由として工事実施計画を変更することはできない。なお、この場合において、市は、建設事業者（又は SPC）が更なる調整を行っても近隣住民の了解が得られないことを明らかにした場合に限り、工事実施計画の変更を承諾する。

- 4 近隣対策の結果、本件工事が遅延することが合理的に見込まれる場合には、市及び建設事業者（又は SPC）は協議の上、速やかに、引渡予定日、維持管理開始予定日及び運営開始予定日を合理的な期間だけ延期することができる。
- 5 建設事業者（又は SPC）は、近隣対策の結果、建設事業者（又は SPC）に発生した増加費用及び損害を負担する。
- 6 前項の規定にかかわらず、本施設を設置すること自体に関する近隣対策に起因して市及び建設事業者（又は SPC）に本事業の実施について発生した増加費用及び損害については、市が負担する（逸失利益を除く。）。また、本施設を設置すること自体に関する住民の反対運動、訴訟等の対応は市がその費用を負担して自ら行うものとし、これらに起因して本件工事が遅延することが合理的に見込まれる場合には、市及び建設事業者（又は SPC）は協議の上、速やかに、引渡予定日、維持管理開始予定日及び運営開始予定日を合理的な期間だけ延期する。

第2節 市による確認

第26条（中間検査）

- 1 市は、本契約の適正な履行を確保するため必要があるときは、工事の施工の途中において検査をすることができるものとし、その費用は、建設事業者（又は SPC）の負担とする。

第27条（市による説明要求及び建設現場立会い）

- 1 市は、本件工事の進捗状況について、随時、建設事業者（又は SPC）に対して報告を求め、建設事業者（又は SPC）は、市から求められた場合にはその報告を行わなければならない。また、市は、本施設が本契約等及び設計図書等に従い建設されていることを確認するため、建設事業者（又は SPC）にあらかじめ通知した上で、建設事業者（又は SPC）に対して中間確認を行うことができる。
- 2 市は、本件工事開始前及び工期中、随時、建設事業者（又は SPC）に対し質問をし、又は説明を求めることができる。建設事業者（又は SPC）は、市から質問を受けた場合には、速やかに、回答を行わなければならない。
- 3 市は、前項の回答が合理的でないと判断した場合には、建設事業者（又は SPC）と協議を行うことができる。
- 4 市は、工期中、あらかじめ建設事業者（又は SPC）に通知を行うことなく、随時、本件工事に立ち会うことができる。
- 5 第1項、第2項及び前項に規定する報告、中間確認、説明又は立会いの結果、本施設の施工状況が本契約等及び設計図書等の内容に逸脱していることが判明した場合には、市は、建設事業者（又は SPC）に対し、その是正を求めることができる。当該是正に係る費用は、建設事業者（又は SPC）が負担する。
- 6 建設事業者（又は SPC）は、工期中に、工事監理者が定める本施設の検査又は試験のうち、市と建設事業者（又は SPC）が協議して定めたものを自ら又は建設企業等が行う場

合には、あらかじめ市に対して通知する。この場合において、市は、当該検査又は試験に立ち会うことができる。

- 7 建設事業者（又は SPC）は、市が第 1 項、第 2 項、第 4 項及び前項に規定する説明要求及び本件工事への立会い等を行ったことをもって、施設整備業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。

第 3 節 工事の中止・工期の変更等

第 28 条（工事の中止）

- 1 暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象により工事目的物等に損害を生じ、若しくは工事現場の状態が変動したため、建設事業者（又は SPC）が工事を施工できないと認められるときは、建設事業者（又は SPC）は、直ちに工事の中止内容及びその理由を市に通知しなければならない。
- 2 建設事業者（又は SPC）は、履行不能の理由が建設事業者（又は SPC）の責めに帰すべき事由による場合を除き、前項の通知を行った日以降、履行不能の状況が継続する期間中、履行不能となった業務に係る履行義務を免れる。
- 3 市は、必要があると認めるときは、工事の中止内容及びその理由を建設事業者（又は SPC）に通知して、工事の全部又は一部の施工の一時中止を求めることができる。
- 4 市又は建設事業者（又は SPC）は、第 1 項又は前項の通知を受けたときは、速やかに事業の継続に関する協議を行わなければならない。当該協議において工事を施工できない事由が発生した日から 14 日を経過しても協議が調わないときは、市は事業の継続についての対応を定め、建設事業者（又は SPC）に通知する。
- 5 市は、第 1 項又は第 3 項の規定により工事の実施が一時中止された場合（工事の実施の中止が建設事業者（又は SPC）の責めに帰すべき事由による場合を除く。）において、必要があると認められるときは、建設事業者（又は SPC）と協議し、引渡予定日若しくは請負代金額を変更し、又は建設事業者（又は SPC）が工事の続行に備え工事現場を維持し、若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の実施の一時中止に伴う増加費用若しくは建設事業者（又は SPC）の損害を負担するものとする。

第 29 条（本件土地が不用となった場合の措置）

- 1 工事の完成、要求水準書の変更等によって本件土地が不用となった場合において、当該用地に建設事業者（又は SPC）が所有し、又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（建設事業者（又は SPC）が使用する建設企業等その他の第三者の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、建設事業者（又は SPC）は、当該物件を撤去するとともに、本件土地を修復し、取片付けて、市に明け渡さなければならない。
- 2 前項の場合において、建設事業者（又は SPC）が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は本件土地の修復若しくは取片付けを行わないときは、市は、建設事業者（又は SPC）に代わって当該物件の処分又は事業用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、建設事業者（又は SPC）は、市が行った

処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、市が処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。

- 3 第1項に規定する建設事業者（又は SPC）のとるべき措置の期限、方法等については、市が建設事業者（又は SPC）の意見を聴いて定める。

第30条（工事開始予定日の変更等）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、第28条第1項に規定する場合を除き、工事開始予定日に工事に着手することができないと認めるときは、その理由を明示した書面により、市に工事開始予定日の変更を請求することができる。
- 2 建設事業者（又は SPC）は、工事開始予定日に工事に着手することができない場合においては、遅延を回避又は軽減するため必要な措置をとり、工事着手の遅延による影響をできる限り少なくするよう努めなければならない。

第31条（引渡予定日の変更）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、第28条第1項に規定する場合を除き、建設事業者（又は SPC）の責に帰すことができない事由により引渡予定日に本施設を引き渡せないと認めるときは、その理由を明示した書面により、市に引渡予定日の変更を請求することができる。
- 2 建設事業者（又は SPC）は、建設事業者（又は SPC）の責めに帰すべき事由により引渡予定日に本施設の引渡しができないと認めるときは、引渡予定日の30日前までに、その理由及び建設事業者（又は SPC）の対応の計画を書面により市に通知しなければならない。
- 3 建設事業者（又は SPC）は、引渡予定日に本施設を引き渡せない場合においては、遅延を回避又は軽減するため必要な措置をとり、引渡しの遅延による損害をできる限り少なくするよう努めなければならない。
- 4 市は、特別の理由により引渡予定日を変更する必要があるときは、引渡予定日の変更を建設事業者（又は SPC）に請求することができる。
- 5 市は、前項の場合において、必要があると認められるときは請負代金額を変更し、又は建設事業者（又は SPC）に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。

第32条（引渡予定日の変更等に係る協議）

- 1 第28条第5項、第30条第1項又は前条第1項、第2項若しくは第4項に規定する工事開始予定日又は引渡予定日の変更については、市と建設事業者（又は SPC）が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、市がその工事開始予定日又は引渡予定日の変更について定め、建設事業者（又は SPC）に通知する。
- 2 前項の協議開始の日については、市が建設事業者（又は SPC）の意見を聴いて定め、建設事業者（又は SPC）に通知しなければならない。ただし、市が工事開始予定日又は引渡予定日の変更事由が生じた日（第30条第1項又は前条第1項若しくは第2項の場合にあっては、市が工事開始予定日又は引渡予定日の変更の請求又は通知を受けた日、第

28条第5項又は前条第4項の場合にあつては、建設事業者（又は SPC）が引渡予定日の変更請求を受けた日から14日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設事業者（又は SPC）は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

第4節 損害等の発生

第33条（臨機の措置）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、建設事業者（又は SPC）は、あらかじめ市の意見を聴かななければならない。ただし、緊急かつやむを得ない事情があるときは、この限りでない。
- 2 前項の場合において、建設事業者（又は SPC）は、その措置の内容を市に直ちに通知しなければならない。
- 3 市は、災害防止その他工事の施工上特に必要があると認めるときは、建設事業者（又は SPC）に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 建設事業者（又は SPC）が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、建設事業者（又は SPC）が請負代金額の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、市が負担する。

第34条（一般的損害）

工事目的物の引渡し前に、工事目的物又は工事材料について生じた損害その他工事の施工に関して生じた損害（次条第1項若しくは第2項又は第55条に規定する損害を除く。）については、建設事業者（又は SPC）がその費用を負担する。ただし、その損害（別紙4の規定により付された保険等により填補された部分を除く。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。

第35条（本施設の建設に伴い第三者に及ぼした損害）

- 1 工事の実施について第三者に損害を及ぼしたときは、建設事業者（又は SPC）がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害（別紙4の規定により付された保険等により填補された部分を除く。以下この条において同じ。）のうち市の責めに帰すべき事由により生じたものについては、市が負担する。
- 2 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることができない騒音、振動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、市がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち工事の施工につき建設事業者（又は SPC）が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、建設事業者（又は SPC）が負担する。
- 3 前2項の場合その他工事の施工について第三者との間に紛争を生じた場合においては、市及び建設事業者（又は SPC）は協力してその処理解決に当たるものとする。

第5節 本施設の完成及び引渡し

第36条（建設事業者（又は SPC）による本施設の自主完成検査）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、引渡予定日までに、自らの責任及び費用負担において、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 7 条に規定する完了検査と併せて、本施設が本契約等の内容を満たしていることを確認するため、本契約等に従って本施設の自主完成検査を行う。
- 2 建設事業者（又は SPC）は、市に対し、前項の自主完成検査を行う 7 日前までに、当該検査を行う旨を通知する。
- 3 市は、第 1 項の自主完成検査に立会うことができる。ただし、建設事業者（又は SPC）は、市が立会いを行ったことをもって施設整備業務に係る責任を軽減又は免除されるものではない。
- 4 建設事業者（又は SPC）は、本施設が第 1 項に規定する自主完成検査に合格したことを確認した場合、本契約等を満足していることの確認結果、建築基準法第 7 条第 5 項の検査済証その他の検査結果に関する書面の写し並びに別紙 4 第 2 号の保険に規定する種類及び内容の保険の証書の写し（保険の証書の写しは本施設が自主完成検査に合格したことを確認した場合のみ。）を添えて速やかに市に報告する。

第37条（市による完成確認）

- 1 市は、事業者による自主完成検査終了後 14 日以内に、本施設が設計図書及び本契約等の内容を満たしていることを確認する完成確認を行う。この場合において、市は、必要があると認められるときは、その理由を建設事業者（又は SPC）に通知して、本施設を最小限度破壊して検査することができる。検査又は復旧に直接要する費用は、建設事業者（又は SPC）の負担とする。
- 2 市が前項の確認を行った結果、本施設が設計図書及び本契約等の内容を満たしていないことが明らかになった場合には、建設事業者（又は SPC）に対し、是正又は改善を求めることができる。当該是正又は改善に係る費用は、建設事業者（又は SPC）が負担する。
- 3 第 1 項の確認は、次の各号のとおり行う。
 - (1) 市は、建設事業者（又は SPC）の立会い及び協力の下で確認を行う。
 - (2) 配置、外観等の確認は、設計図書等との照合により行う。
 - (3) 施設機能、施設設備等の確認は試運転等を行い、設計図書及び本契約等との照合により行う。
- 4 市は、第 1 項の確認を行った結果、施設整備業務の重大な未履行がないと確認した場合、建設事業者（又は SPC）に対し、工事完成図書の提出を要請する。また、かかる要請に従って建設事業者（又は SPC）が工事完成図書を市に提出した場合には、市は、事業者に対し、遅滞なく当該各施設に係る竣工検査済書を交付する。
- 5 建設事業者（又は SPC）は、市が竣工検査済書を交付したことをもって、本施設の施設整備業務に係る責任（本条第 2 項に規定する是正、改善の義務を含む。）を軽減又は免除されるものではない。

第38条（市による本施設の所有）

- 1 市が前条第4項の規定により竣工検査済書を交付した後直ちに、建設事業者（又は SPC）は様式1の目的物引渡書を交付し、市に本施設の引渡しを行い、市は、本施設の所有権を取得する。
- 2 建設事業者（又は SPC）の責めに帰すべき事由により、本施設の引渡しが引渡予定日より遅延した場合には、建設事業者（又は SPC）は、引渡予定日から引渡し日（引渡予定日以降、本施設の引渡し前に第45条に基づき本契約が解除された場合には、かかる解除がなされた日。）までの間（両端日を含む。）に応じ、部分引渡しに係る請負代金額既払い分を控除した額につき、遅延日数に応じ、松江市建設工事に関する契約規則（平成17年3月31日松江市規則第59号。以下「市契約規則」という。）に定める割合で計算した額の違約金を市に支払う。

第39条（契約不適合責任）

- 1 市は、引き渡された工事目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、建設事業者（又は SPC）に対し、目的物の修補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができる。ただし、その履行の追完に過分の費用を要するときは、市は、履行の追完を請求することができない。
- 2 前項の場合において、建設事業者（又は SPC）は、市に不相当な負担を課するものでないときは、市が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。
- 3 第1項の場合において、市が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、市は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告することなく、直ちに代金の減額を請求することができる。
 - (1) 履行の追完が不能であるとき。
 - (2) 建設事業者（又は SPC）が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
 - (3) 工事目的物の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、建設事業者（又は SPC）が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。
 - (4) 前3号に掲げる場合のほか、市がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受けない見込みがないことが明らかであるとき。
- 4 市は、引き渡された工事目的物に関し、前条第1項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から2年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、代金の減額の請求又は契約の解除（以下この条において「請求等」という。）をすることができない。
- 5 前項の規定にかかわらず、設備機器本体等の契約不適合については、引渡しの時、市が確認して直ちにその履行の追完を請求しなければ、建設事業者（又は SPC）は、その責任を負わない。ただし、当該確認において一般的な注意の下で発見できなかった契約不適合については、引渡しを受けた日から1年が経過する日まで請求等を行うことができる。

- 6 第4項及び前項の請求等は、具体的な契約不適合の内容、請求する損害額の算定の根拠等当該請求等の根拠を示して、建設事業者（又は SPC）の契約不適合責任を問う意思を明確に告げることで行う。
- 7 市が第4項又は第5項に規定する契約不適合に係る請求等が可能な期間（以下この項及び第10項において「契約不適合責任期間」という。）の内に契約不適合を知り、その旨を建設事業者（又は SPC）に通知した場合において、市が通知から1年が経過する日までに前項に規定する方法による請求等をしたときは、契約不適合責任期間の内に請求等をしたものとみなす。
- 8 市は、第4項又は第5項の請求等を行ったときは、当該請求等の根拠となる契約不適合に関し、民法の消滅時効の範囲で、当該請求等以外に必要と認められる請求等を行うことができる。
- 9 前各項の規定は、契約不適合が建設事業者（又は SPC）の故意又は重過失により生じたものであるときには適用せず、契約不適合に関する建設事業者（又は SPC）の責任については、民法の定めるところによる。
- 10 民法第637条第1項の規定は、契約不適合責任期間については適用しない。
- 11 市は、工事目的物の引渡しの際に契約不適合があることを知ったときは、第4項の規定にかかわらず、その旨を直ちに建設事業者（又は SPC）に通知しなければ、当該契約不適合に関する請求等を行うことはできない。ただし、建設事業者（又は SPC）がその契約不適合があることを知っていたときは、この限りでない。
- 12 本契約が住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第94条第1項に規定する住宅新築請負契約である場合には、同条で規定する構造耐力上主要な部分若しくは雨水の浸入を防止する部分について契約不適合が生じた場合（構造耐力又は雨水の浸入に影響のないものを除く。）には、請求等を行うことのできる期間は10年とする。この場合において、第4項から前項までの規定は適用しない。
- 13 引き渡された工事目的物の契約不適合が支給材料の性質又は市の指示により生じたものであるときは、市は当該契約不適合を理由として、請求等を行うことができない。ただし、建設事業者（又は SPC）がその材料又は指示が不相当であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

第5章 請負代金額の支払い

第40条（請負代金の支払い）

- 1 市は、別紙5の支払方法により、請負代金額を支払う。
- 2 市は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から40日以内に請負代金額を支払わなければならない。
- 3 市がその責めに帰すべき事由により第37条第1項の期間内に完成確認をしないときは、その期間を経過した日から完成確認をした日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

第41条（部分使用）

- 1 市は、第38条第1項の規定による引渡し前においても、工事目的物の全部又は一部を建設事業者（又はSPC）の承諾を得て使用することができる。
- 2 前項の場合においては、市は、その使用部分を善良な管理者の注意をもって使用しなければならない。
- 3 市は、第1項の規定により工事目的物の全部又は一部を使用したことによって建設事業者（又はSPC）に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

第42条（賃金又は物価の変動に基づく請負代金額の変更）

- 1 市又は建設事業者（又はSPC）は、施設整備期間内で着工日から12か月を経過した後に日本国内における賃金水準又は物価水準の変動により請負代金額が不相当となったと認めるときは、相手方に対して請負代金額の変更を請求することができる。
- 2 市又は建設事業者（又はSPC）は、前項の規定による請求があったときは、変動前残請負代金額（請負代金額から当該請求時の出来形部分に相応する請負代金額を控除した額をいう。以下同じ。）と変動後残請負代金額（変動後の賃金又は物価を基礎として算出した変動前残請負代金額に相応する額をいう。以下同じ。）との差額のうち変動前残請負代金額の1000分の15を超える額につき、請負代金額の変更に応じなければならない。
- 3 変動前残請負代金額及び変動後残請負代金額は、請求のあった日を基準とし、物価指数等に基づき市と建設事業者（又はSPC）が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合にあっては、市が定め、建設事業者（又はSPC）に通知する。
- 4 特別な要因により施設整備期間内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となったときは、市又は建設事業者（又はSPC）は、前各項の規定によるほか、請負代金額の変更を請求することができる。
- 5 予期することのできない特別の事情により、履行期間内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、

市又は建設事業者（又は SPC）は、前各項の規定にかかわらず、請負代金額の変更を請求することができる。

- 6 前2項の場合において、請負代金額の変更額については、市と建設事業者（又は SPC）が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が調わない場合には、市が定め、建設事業者（又は SPC）に通知する。
- 7 第3項及び前項の協議開始の日については、市が建設事業者（又は SPC）の意見を聴いて定め、建設事業者（又は SPC）に通知しなければならない。ただし、市が第1項、第4項又は第5項の請求を行った日又は受けた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、建設事業者（又は SPC）は、協議開始の日を定め、市に通知することができる。

第6章 契約期間及び契約の終了

第1節 契約期間

第43条 (契約期間)

- 1 本契約は、事業契約のうち市議会の議決に付すべき契約が市議会において可決の旨の議決があった日から効力を生じ、本契約の定めに従い解除又は延長されない限り、令和19年3月31日をもって終了する。
- 2 ただし、本契約の終了後においても、本契約に基づき発生し、存続している権利義務及び守秘義務の履行のために必要な範囲で、本契約の規定の効力は存続する。

第2節 建設事業者（又は SPC）の責めに帰すべき事由による解除

第44条 (建設事業者（又は SPC）の債務不履行による契約解除)

- 1 市は、次の各号のいずれかに該当するときは、建設事業者（又は SPC）に通知し、本契約の全部を解除することができる。
 - (1) 建設事業者（又は SPC）が本事業の全部又は一部を放棄し、30日間以上にわたりその状態が継続したとき。
 - (2) 建設事業者（又は SPC）の取締役会において、建設事業者（又は SPC）に係る破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算手続開始その他の法令に基づく倒産法制上の手続の申立てが決議されたとき又は他の第三者（建設事業者（又は SPC）の取締役を含む。）によりこれらの申立てがなされたとき。
 - (3) 建設事業者（又は SPC）又は協力企業が本事業又は本事業に係る応募手続に関して、重大な法令の違反をしたとき。
 - (4) 建設事業者（又は SPC）が本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす又は及ぼす可能性のある法令等の違反をしたとき。
 - (5) 建設事業者（又は SPC）又は協力企業が基本協定又は基本契約の規定に反したとき。
 - (6) 建設事業者（又は SPC）が、業務報告書に重大な虚偽の記載を行ったとき。
 - (7) 第65条の秘密保持義務又は第66条の個人情報保護義務に重大な違反があったとき。
 - (8) 前各号に掲げる場合のほか、建設事業者（又は SPC）が本契約に違反し、本契約の目的を達することができないと認められるとき。
- 2 市は、建設事業者（又は SPC）又は協力企業が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により建設事業者（又は SPC）に損害があっても、市はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
 - (1) 役員等（役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）を代表するものをいう。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する団体（以下「暴力団」という。）の構成員（同法第2条第6号に規定するもの（構成員とみなされる場合を含む。）。）、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動標ぼうゴロその他これらに準ずる者（以下「暴力団構成員等」という。）であるとき。
 - (2) 暴力団又は暴力団構成員等が経営に事実上参加していると認められるとき。

- (3) 暴力団又は暴力団構成員等に対して、資金的援助又は便宜供与をしたと認められるとき。
 - (4) 自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用するなどしたと認められるとき。
 - (5) 暴力団構成員等であることを知りながら、その者を雇用し若しくは使用していると認められるとき。
 - (6) 役員等又は使用人が個人の私生活上において、自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団構成員等を利用したとき又は暴力団若しくは暴力団構成員等に資金援助若しくは便宜供与をしたと認められるとき。
 - (7) 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団構成員等と密接な交際又は社会的に非難される関係を有していると認められるとき。
 - (8) 下請契約又は資材、原材料等の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
 - (9) 建設事業者（又は SPC）又は協力企業が、第1号から第7号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、市が建設事業者（又は SPC）に対して当該契約の解除を求め、建設事業者（又は SPC）がこれに従わなかったとき。
- 3 建設事業者（又は SPC）の責めに帰すべき事由により、建設事業者（又は SPC）が、工事開始予定日を過ぎても本件工事を開始せず、市が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、建設事業者（又は SPC）から合理的説明がなされないときには、市は、建設事業者（又は SPC）に通知し、本契約の全部を解除することができる。
 - 4 第1項、第2項及び前項の規定により本契約が解除された場合の市からの支払等については、第45条の規定に従う。

第45条（建設事業者（又は SPC）の責めに帰すべき事由による契約解除の場合の取扱い）

- 1 前条第1項、第2項又は第3項の規定により本契約が解除された場合には、建設事業者（又は SPC）は、市に対して、請負代金額の合計の100分の10に消費税及び地方消費税相当額を加えた金額に相当する金額を違約金として市の指定する期間内に支払う。市は、第4条に基づく履行保証保険の保険金等が支払われた場合には、当該保険金を当該違約金の支払に充当する。
- 2 市は、本施設の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金を支払い、その所有権を取得することができる。買受代金額は、市の査定額とするが、市と建設事業者（又は SPC）の合意がある場合、第三者による時価評価額をもって買受代金額とすること（以下「第三者評価方式」という。）もできる。ただし、第三者評価方式の採択は、市もしくは建設事業者（又は SPC）が相手方に第三者評価方式を書面で提案してから1か月以内に、評価を行う第三者を決定することをその条件とし、かつ、第三者評価方式を採用することによる鑑定費用その他の増加費用は、これを買受代金額から控除することとする。

- 3 市は、前項の買受代金を一括払いにより支払う。
- 4 市は、第2項の買受代金を一括払いにより支払う場合には、金利は付さない。
- 5 第1項の規定は、損害賠償額の予定を定めたものではなく、市は、増加費用及び損害が市に発生した場合において当該増加費用及び損害の額が同項の違約金の額を超えるときは、その超過額について建設事業者（又は SPC）に損害賠償を請求することができ、第2項の買受代金と当該損害賠償の請求額を対当額で相殺することができる。
- 6 前条に規定される解除を原因として、建設事業者（又は SPC）に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、市は、建設事業者（又は SPC）に協議を申し入れることができる。

第3節 市の責めに帰すべき事由による解除

第46条（市の債務不履行による契約解除）

- 1 市が、本契約に従って支払うべき請負代金額の支払を遅延し、建設事業者（又は SPC）から催告を受けてから 60 日を経過しても当該支払義務を履行しない場合又は重要な義務違反により本事業の実施が困難となり、建設事業者（又は SPC）が催告しても 60 日以内に是正しない場合には、建設事業者（又は SPC）は本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合の市からの支払等については、第 47 条の規定に従う。

第47条（市の責めに帰すべき事由による契約解除の場合の取扱い）

- 1 前条の規定により本契約が解除された場合において、市は、本施設の出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金を支払い、その所有権を取得する。買受代金額は、市の査定額とするが、市と建設事業者（又は SPC）の合意がある場合、第三者評価方式も採用できる。ただし、第三者評価方式の採択は、市もしくは建設事業者（又は SPC）が相手方に第三者評価方式を書面で提案してから 1 か月以内に、評価を行う第三者を決定することをその条件とし、かつ、第三者評価方式を採用することによる鑑定費用その他の増加費用は、市が負担することとする。なお、第三者評価方式を採用する場合の第三者の決定に当たって、市は、合理的な理由なく合意を留保できない。
- 2 市は、前項の買受代金を一括払いにより支払う。
- 3 第1項の買受代金を一括払いにより支払う場合には、第1項の買受代金を支払金額とし、本契約の解除日から当該支払代金の支払日までの期間について、第 38 条第3項に規定する割合の金利を付する。
- 4 前条に規定される解除の場合において、当該解除により第1項の支払額とは別に建設事業者（又は SPC）に増加費用又は損害が発生した場合、市は当該増加費用及び損害（合理的な金融費用を含むが、建設事業者（又は SPC）、事業者並びに建設事業者（又は SPC）に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない増加費用及び損害は除く。）を負担する。

- 5 前条に規定される解除を原因として、建設事業者（又は SPC）に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、市は、建設事業者（又は SPC）に協議を申し入れることができる。

第4節 法令の変更・不可抗力による契約解除

第48条（法令の変更による契約の解除）

- 1 第53条第3項の協議を行ったにもかかわらず、法令の変更により、市が本事業の継続が困難となった場合又は本契約の履行のために多大な費用を要する場合には、市若しくは建設事業者（又は SPC）は、相手方と協議の上、相手方に対して通知をすることにより本契約の全部を解除することができる。
- 2 前項の場合の本施設又はその出来形部分の帰属その他解除に伴う市からの支払等については、第50条の規定に従う。

第49条（不可抗力による契約解除）

- 1 第55条第3項の協議を行ったにもかかわらず、不可抗力による事由が発生した日から90日以内に本契約の変更について合意が得られない場合かつ次の各号の一に該当する事態に陥った場合には、市又は建設事業者（又は SPC）は、同条第2項にかかわらず、相手方と協議の上、相手方に通知することにより本契約の全部を解除することができる。
 - (1) 建設事業者（又は SPC）による本事業の継続が不能又は著しく困難なとき。
 - (2) 建設事業者（又は SPC）が本事業を継続するために、市が過分の費用を負担するとき。
- 2 前項の場合の本施設又はその出来形部分の帰属その他解除に伴う市からの支払等については、第50条の規定に従う。

第50条（法令の変更・不可抗力による解除の場合の取り扱い）

- 1 第48条又は前条の規定により本契約が解除された場合において、市は、本施設又はその出来形部分が存在する場合には、検査の上、検査に合格した出来形部分の買受代金を支払い、その所有権を取得する。買受代金額は、市の査定額とするが、市と建設事業者（又は SPC）の合意がある場合、第三者評価方式も採用できる。ただし、第三者評価方式の採択は、市若しくは建設事業者（又は SPC）が相手方に第三者評価方式を書面で提案してから1か月以内に、評価を行う第三者を決定することをその条件とし、かつ、第三者評価方式を採用することによる鑑定費用その他の増加費用は、市及び建設事業者（又は SPC）が折半して負担することとする。なお、第三者評価方式を採用する場合の第三者の決定に当たって、市及び建設事業者（又は SPC）は、合理的な理由なく合意を留保できない。
- 2 不可抗力により本契約が解除された場合であって、当該不可抗力により本施設又はその出来形部分が損傷又は滅失した場合には、前項に加え、市は、損傷又は滅失した部分の価額から当該不可抗力に起因して建設事業者（又は SPC）が受領した保険金額を控除した金額のうち第56条に基づき市が負担すべき割合に相当する金額を負担する。

- 3 市は、前2項の金額を、一括払いにより支払う。なお、本契約の解除日から前2項の金額の支払日までの期間について金利は付さない。
- 4 建設事業者（又は SPC）が施設整備業務を終了させるために要する費用（事業者等に出資又は融資を行う者の逸失利益その他合理的でない費用は除く。）があるときは、市は当該費用を建設事業者（又は SPC）に支払う。なお、支払方法は、市と建設事業者（又は SPC）が協議して定める。
- 5 前条に規定される解除を原因として、建設事業者（又は SPC）に利益が発生した場合には、当該利益の取扱について、市は、建設事業者（又は SPC）に協議を申し入れることができる。

第5節 市の任意による契約解除

第51条（市の任意による解除）

- 1 市は、本事業を継続する必要がなくなった場合又はその他市が必要と認める場合には、建設事業者（又は SPC）にその理由を書面にて通知することにより、本契約を解除することができる。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合の本施設又はその出来形部分の帰属その他解除に伴う市からの支払等については、第46条に基づき本契約が解除された場合に準ずる。

第6節 事業終了に際しての処置

第52条（事業終了に際しての処置）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、本契約が解除により終了した場合において、本件土地又は本施設内に建設事業者（又は SPC）又は建設事業者（又は SPC）から本事業の全部若しくは一部の委託を受けた者が所有又は管理する工事材料、機械器具、仮設物その他の物件があるときは、当該物件の処置につき市の指示に従わなければならない。
- 2 前項の場合において、建設事業者（又は SPC）が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件の処置につき市の指示に従わないときは、市は、建設事業者（又は SPC）に代わって当該物件の処分その他の必要な処置を行うことができる。建設事業者（又は SPC）は、市の処置に異議を申し出ることができず、また、市が処置に要した費用を負担する。

第7章 法令の変更

第53条（法令の変更）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、法令の変更により、本契約に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに市に対して通知しなければならない。
- 2 建設事業者（又は SPC）は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における義務が法令に違反することとなったときは、当該法令に違反する限りにおいて、履行期日における履行義務を免れる。ただし、建設事業者（又は SPC）は、法令の変更により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 市は、建設事業者（又は SPC）から第1項の通知を受領した場合には、速やかに建設事業者（又は SPC）と協議する。当該協議にもかかわらず、変更された法令の公布日から90日以内に本契約の変更（引渡予定日、維持管理開始予定日及び運営開始予定日の変更を含む。）について合意が得られない場合には、市は、法令の変更への対応方法（引渡予定日、維持管理開始予定日及び運営開始予定日の変更を含む。）を建設事業者（又は SPC）に通知し、建設事業者（又は SPC）はこれに従い本事業を継続する。

第54条（法令の変更による費用・損害の扱い）

- 1 法令の変更により、建設事業者（又は SPC）に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生した場合には、次の各号のいずれかに該当する場合には市が負担し、それ以外の法令の変更については建設事業者（又は SPC）が負担する。なお、建設事業者（又は SPC）の逸失利益にかかる増加費用及び損害については、次の各号にかかわらず、建設事業者（又は SPC）が全て負担する。
 - （1）本施設の整備及び運営に関する法令の変更。ただし、当該法令のうち、本施設の整備及び運営に関する事業以外の事業にも適用されるものを除く。
 - （2）建築物の敷地、構造又は建築設備に関する法令変更等（建築物の維持管理に関する法令変更等を含む。）
 - （3）消費税及び地方消費税の税率及び課税対象の変更
 - （4）法令変更等による増加費用で資本的支出に係るもの
- 2 法令の変更により、本事業の実施について建設事業者（又は SPC）の負担する費用が減少した場合、前項の各号のいずれかに該当する場合には当該減少額に応じて請負代金額の減額を行い、それ以外の法令の変更については請負代金額の減額を行わない。

第8章 不可抗力等

第55条（不可抗力）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、不可抗力の発生により、本契約に従った業務の遂行ができなくなった場合には、その内容の詳細及び理由を直ちに市に通知しなければならない。
- 2 建設事業者（又は SPC）は、履行不能状況が継続する期間中、本契約に基づく履行期日における履行義務を免れる。ただし、建設事業者（又は SPC）は、早急に適切な対応措置を執り、不可抗力により相手方に発生する損害を最小限にするよう努力しなければならない。
- 3 市は、建設事業者（又は SPC）から第1項の通知を受領した場合には、速やかに建設事業者（又は SPC）と協議する。当該協議にもかかわらず、不可抗力が発生した日から90日以内に本契約の変更（引渡予定日、維持管理開始予定日及び運営開始予定日の変更を含む。）について合意が得られない場合には、市は、不可抗力の対応方法（引渡予定日、維持管理開始予定日及び運営開始予定日の変更を含む。）を建設事業者（又は SPC）に通知し、建設事業者（又は SPC）はこれに従い本事業を継続する。

第56条（不可抗力による増加費用・損害の扱い）

不可抗力により、建設事業者（又は SPC）に本事業の実施について合理的な増加費用及び損害が発生する場合には、かかる合理的な増加費用額及び損害額が同期間中の累計で、請負代金額の100分の1に至るまでは建設事業者（又は SPC）が負担し、これを超える額については市が負担する。ただし、建設事業者（又は SPC）が不可抗力により保険金を受領した場合には、当該保険金額相当額は増加費用額及び損害額から控除する。なお、建設事業者（又は SPC）の逸失利益にかかる増加費用及び損害については、建設事業者（又は SPC）が全て負担する。

第57条（第三者の責めに帰すべき事由による本施設の損害）

- 1 第38条第1項に規定する本施設の引渡しまでの間に、第三者の責めに帰すべき事由により本施設に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、建設事業者（又は SPC）の責任及び費用負担において行い、第38条第1項に規定する本施設の引渡し後に、第三者の責めに帰すべき事由により本施設に損害が生じた場合においては、当該第三者に対する損害賠償の請求は、市の責任及び費用負担において行う。
- 2 前項に基づき建設事業者（又は SPC）が第三者に対する損害賠償の請求を行うべき場合において、建設事業者（又は SPC）が過失なくして前項の第三者を知ることができないときその他やむを得ない事由があるときは、建設事業者（又は SPC）は、本施設の損害の状況、当該損害の修復の方法及び当該第三者に損害の負担を求めることができない理由（以下本条において「本施設の損害の状況等」という。）を市に通知しなければならない。
- 3 市は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに調査を行い、前項の本施設の損害の状況等を確認し、その結果を建設事業者（又は SPC）に通知しなければならない。

- 4 建設事業者（又は SPC）は、前項の規定により本施設の損害の状況等が確認されたときは、当該損害が生じた本施設を本契約に適合させるために要する費用（第三者から損害賠償を受けた部分及び第 18 条第 4 項の規定により付された保険等によりてん補された部分を除く。）の負担を市に請求することができる。ただし、第三者による本施設への損害が建設事業者（又は SPC）の善管注意義務又は管理義務の違反により生じた場合には、当該費用を建設事業者（又は SPC）が負担するものとする。
- 5 市は、前項の規定により建設事業者（又は SPC）から費用の負担の請求があったときは、当該費用の額（当該費用のうち通常生ずべきものに係る額に限る。）を負担しなければならない。
- 6 第 1 項に基づき市が第三者に対する損害賠償の請求を行う場合において、市が請求するときは、建設事業者（又は SPC）は、市の請求に従い、本施設の損害の状況及び当該損害の修復の方法等を確認し、その結果を市に通知しなければならない。

第 9 章 知的財産権等

第 58 条（著作物の利用及び著作権）

- 1 市は、設計図書等及び本施設について、市の裁量により無償で利用する権利（公表、改変、複製、展示、頒布、翻案する権利を含む。以下本条において同じ。）を有するものとし、その権利は、本契約の終了後も存続する。ただし、建設事業者（又は SPC）固有の技術等に関する事項を市が使用するに際しては、建設事業者（又は SPC）と協議を行うものとする。
- 2 設計図書等及び本施設が著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合には、当該著作物に係る著作権法第 2 章及び第 3 章に規定する著作物の権利（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む。以下、この条から第 9 条までにおいて「著作権等」という。）のうち建設事業者（又は SPC）に帰属するもの（著作権法第 2 章第 2 款に規定する著作者人格権を除く。）を本施設の引渡し時に市に無償で譲渡する。
- 3 設計図書等及び本施設が著作権法第 2 条第 1 項第 1 号に定める著作物に該当する場合における著作者の権利に関して、建設事業者（又は SPC）は、あらかじめ市の承諾を受けた場合を除き、次の各号の行為を自ら行い、又は著作権者をして行わせてはならない。
 - (1) 著作権法第 18 条第 1 項、第 19 条第 1 項、第 20 条第 1 項、第 21 条、第 25 条、第 26 条第 1 項、第 26 条の 2 第 1 項、第 26 条の 3 に規定する権利の行使
 - (2) 著作権の譲渡及び承継

第 59 条（著作権の侵害の防止）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、設計図書等及び本施設を利用する行為が、第三者の著作権を侵害するものではないことを市に保証する。
- 2 建設事業者（又は SPC）は、前条第 1 項又は第 3 項に規定する市による設計図書等及び本施設の利用のために第三者からの許諾等を受ける必要がある場合には、自らの責任及び費用負担において、市のために必要な許諾等を取得する。

- 3 建設事業者（又は SPC）は、設計図書等及び本施設を利用する行為が第三者の著作権を侵害することにより第三者が受けた損害の賠償をしなければならないときは、建設事業者（又は SPC）がその賠償額を負担し、又は必要な措置を講ずる。市が賠償額を負担し、又は必要な措置を講じるための費用を負担したときには、建設事業者（又は SPC）は、市に対し、市が負担した賠償額又は費用の全額を補償する。ただし、損害の発生が本契約のいずれにも基つかない市の提案又は指示に起因する場合はこの限りではない。

第60条（特許権等の使用）

建設事業者（又は SPC）は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている工事材料、施工方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、市がその工事材料、施工方法等を指定した場合において、設計図書に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、建設事業者（又は SPC）がその存在を知らなかったときは、市は、建設事業者（又は SPC）がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

第10章 その他

第61条（公租公課の負担）

- 1 本契約に基づく業務の遂行に関する租税は、全て建設事業者（又は SPC）の負担とする。
- 2 市は、建設事業者（又は SPC）に対して請負代金額に係る消費税及び地方消費税を除き、一切租税を負担しない。

第62条（経営状況の報告） 【SPC を設立しない場合削除】

- 1 SPC の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。
- 2 SPC は、毎事業年度、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、市に提出しなければならない。ただし、最初の事業年度については、本契約締結後速やかに提出するものとする。
- 3 SPC は、事業年度の末日から 3 か月以内に、公認会計士又は監査法人による監査を受けた計算書類等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 442 条第 1 項に規定する計算書類等をいう。）及び年度事業報告を市に提出しなければならない。
- 4 市は、第 2 項又は前項の規定に基づき提出された書類に記録された情報について、松江市情報公開条例（平成 17 年松江市条例第 14 号）その他の法令の規定の定めるところにより開示することができる。
- 5 市は、本事業の健全かつ適切な運営を確保するため必要があると認めるときは、その費用負担において、その指名する公認会計士又は監査法人に SPC の財務状況を調査させることができる。

第63条（建設事業者（又は SPC）が第三者と締結する損害賠償額の予定等）

本契約の規定により市が増加費用若しくは損害を負担し、又は賠償する場合において、当該増加費用又は損害が本事業を行うため建設事業者（又は SPC）が第三者と締結した契約により支払うべき損害賠償額の予定その他の契約終了又は変更時に支払うべき金銭債務に基づくものであるときは、市が負担し、若しくは賠償する増加費用又は損害の額は、当該第三者に現に生じた損害であって、通常生ずべきものの額に限る。

第64条（遅延損害金）

市又は建設事業者（又は SPC）が、本契約に基づく支払を遅延した場合には、未払額につき遅延日数に応じ、第 38 条第 2 項に規定する割合で計算した額の遅延利息をそれぞれ相手方に支払わなければならない。

第65条（秘密保持）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、本事業に関して知り得た全ての情報のうち次の各号に掲げるもの以外のもの（以下「秘密情報」という。）について守秘義務を負い、当該情報を漏らしてはならない。
 - （1）開示の時に公知である情報

- (2) 開示者から開示を受ける以前に既に被開示者が自ら保有していた情報
 - (3) 開示者が本契約に基づく秘密保持義務の対象としないことを承諾した情報
 - (4) 開示者から開示を受けた後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課されることなく取得した情報
 - (5) 開示者から開示を受けた後被開示者の責めによらないで公知となった情報
 - (6) 裁判所等により開示が命ぜられた情報
 - (7) 市が法令又は情報公開条例等に基づき開示する情報
 - (8) 市が市議会の請求に基づき開示する情報
- 2 建設事業者（又は SPC）は、本事業の遂行以外の目的で秘密情報を使用してはならない。
 - 3 建設事業者（又は SPC）から委託を受けた者及びその者から更に委託を受けた者による第 1 項及び前項の違反は、建設事業者（又は SPC）による違反とみなす。
 - 4 建設事業者（又は SPC）は、委託先や請負発注先等への見積依頼や契約の締結、弁護士や公認会計士等への相談依頼などを行う場合など、相手方に本条と同等の守秘義務（法令上守秘義務を負う者は当該法令上の守秘義務で足りるものとする。）を負わせた上で、当該業務に必要な限りで第三者に秘密情報を開示することができる。
 - 5 前項の場合において、建設事業者（又は SPC）は、秘密情報の開示を受けた第三者が当該秘密情報を目的外で使用するのしないよう適切な配慮をしなければならない。
 - 6 建設事業者（又は SPC）は、本事業に関して作成した各種計画書、報告書、資料その他一切の書類について、その保管場所を市に通知しなければならない。建設事業者（又は SPC）は、保管場所について、市から変更その他の要求があった場合には、これに従わなければならない。

第66条（個人情報保護）

- 1 建設事業者（又は SPC）は、本事業の業務を遂行するに際して知り得た、市が貸与するデータ及び帳票、資料等に記載された個人情報並びに当該情報から建設事業者（又は SPC）が作成した個人情報（以下これらを「個人情報」と総称する。）を、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）及び松江市個人情報保護条例（平成 17 年松江市条例第 15 号）を遵守して取り扱う責務を負い、その秘密保持に厳重な注意を払わなければならない。
- 2 建設事業者（又は SPC）は、個人情報を、本事業の遂行以外の目的で使用してはならない。
- 3 建設事業者（又は SPC）から委託を受けた者及びその者から更に委託を受けた者による第 1 項及び前項の違反は、建設事業者（又は SPC）による違反とみなす。
- 4 建設事業者（又は SPC）は、個人情報を、本事業の業務を遂行するために必要な場合を除き、複写又は複製することはできない。
- 5 建設事業者（又は SPC）は、本事業の業務の管理・運営に必要な知識、技能、資格及び経験を有する業務責任者をして、厳重な注意をもって個人情報を管理させなければならない。

- 6 建設事業者（又は SPC）は、個人情報の管理に関して漏洩その他の事故が生じた場合には、市に対し、速やかに報告する。
- 7 市は、必要に応じて、建設事業者（又は SPC）による個人情報の管理状況について立入調査を行うことができ、建設事業者（又は SPC）は当該立入調査に協力しなければならない。
- 8 建設事業者（又は SPC）は、本事業の業務が終了後、市に対し、速やかに個人情報が記載された資料その他一切の情報媒体を返還する。
- 9 前8項に定める他、建設事業者（又は SPC）は、個人情報の保護に関する事項について、市の指示に従わなければならない。
- 10 建設事業者（又は SPC）は、建設事業者（又は SPC）から委託を受けた者及びその者から更に委託を受けた者に前9項に定める建設事業者（又は SPC）の義務と同様の義務を課すものとする。

第67条（情報通信の技術を利用する方法）

本契約において書面により行わなければならないこととされている請求、通知、報告、催告、承諾、要請及び解除は、法令に違反しない限りにおいて、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

第68条（本契約の変更）

本契約は、市及び建設事業者（又は SPC）の書面による合意によってのみ変更することができる。

第69条（準拠法及び専属的合意管轄裁判所）

本契約は日本国の法令に従い解釈され、本契約に係る訴訟については、松江地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第70条（想定外事項）

本契約に定めのない事項又は本契約の規定の解釈について疑義がある事項については、必要に応じて市及び建設事業者（又は SPC）が協議して定めるものとする。

別紙1 用語の定義

本契約において使用する用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

- 1 「本施設」とは、要求水準及び事業者提案に基づいて改修・整備される松江市総合体育館、松江市総合体育館増築棟及び関連する附帯施設の総称をいう。
- 2 「設計、改修・建設工事・工事監理業務」とは、基本契約、設計・施工一括請負契約、要求水準書及び事業者提案に基づいて本施設を改修・整備する業務をいう。
- 3 「運営業務」とは、基本契約、指定管理者基本協定、要求水準書及び事業者提案に基づいて本施設を運営する業務をいう。
- 4 「維持管理業務」とは、基本契約、指定管理者基本協定、要求水準書及び事業者提案に基づいて本施設を維持管理する業務をいう。
- 5 「基本契約等」とは、基本契約、設計・施工一括請負契約（仮契約を含む。）、指定管理者基本協定の総称をいう。
- 6 「設計・施工一括請負契約」とは、市と建設事業者（又は SPC）との間で締結する「松江市総合体育館改修整備管理運営事業設計・施工一括請負契約書」に基づく契約（当該契約に関して市と建設事業者（又は SPC）との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 7 「指定管理者基本協定」とは、市と運営事業者との間で締結する「松江市総合体育館改修整備管理運営事業指定管理者基本協定書」に基づく契約（当該契約に関して市と運営事業者との間で締結される一切の協定書、覚書その他の契約による修正及び変更する部分を含む。）をいう。
- 8 「事業期間」とは、基本契約締結日を開始日とし、理由の如何を問わず基本契約が終了した日又は令和 19 年 3 月 31 日のいずれか早い方の日を終了日（同日を含む。）とする期間をいう。
- 9 「施設整備期間」とは、設計・施工一括請負契約締結日から本施設の引渡日までの期間をいう。
- 10 「運営期間」とは、令和 8 年 9 月 1 日から令和 19 年 3 月 31 日までの期間をいう。
- 11 「運営開始予定日」とは、令和 8 年 9 月 1 日をいう。
- 12 「維持管理期間」とは、本施設の引渡日の翌日から令和 19 年 3 月 31 日までの期間をいう。
- 13 「維持管理開始予定日」とは、令和 8 年 9 月 1 日をいう。
- 14 「建設事業者（又は SPC）」とは、設計・施工一括請負契約の当事者となる構成企業をいう。
- 15 「運営事業者」とは、指定管理者基本協定の当事者となる構成企業をいう。
- 16 「維持管理事業者」とは、指定管理者基本協定の当事者となる構成企業をいう。
- 17 「構成企業」とは、募集要項等により選定された事業者グループである事業者のうち、

- 市と直接契約を締結する法人をいう。
- 18 「協力企業」とは、募集要項等により選定された事業者グループである事業者のうち、SPC を設立する場合、SPC への出資を行わない者で、本事業の各業務のうちの一部を請負又は受託する法人をいう。
 - 19 「請負代金額」とは、本事業において基本契約、設計・施工一括請負契約、要求水準書及び事業者提案に基づいて市が建設事業者（又は SPC）に支払う設計、改修・建設工事・工事監理業務を実施したことの対価の総額をいう。
 - 20 「運營業務費」とは、本事業において基本契約、指定管理者基本協定、要求水準書及び事業者提案に基づいて市が運営事業者に支払う運營業務を実施したことの対価の総額をいう。
 - 21 「運營業務費等」とは、運營業務費の総称とする。
 - 22 「維持管理業務費」とは、本事業において基本契約、指定管理者基本協定、要求水準書及び事業者提案に基づいて市が維持管理事業者に支払う維持管理業務を実施したことの対価の総額をいう。
 - 23 「事業年度」とは、事業期間中の 4 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの期間とする。
 - 24 「指示等」とは、基本契約等に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、確認、要請、質問、回答、改善勧告及び解除の総称をいう。
 - 25 「交替前構成企業」とは、基本契約等に定める解除事由を充足する又は充足するおそれのある構成企業をいう。
 - 26 「代替構成企業」とは、交替前構成企業が基本契約等の当事者から離脱した場合において、交替前構成企業が担当していた業務を担当する交替前構成企業以外の構成企業又は第三者として市が承諾した者をいう。
 - 27 「代表企業」とは、事業者の代表となる構成企業をいう。
 - 28 「募集要項等」とは、本事業に関する事業者募集手続において市が配布した一切の資料及び当該資料に係る質問回答書をいう。
 - 29 「事業者提案」とは、本事業に関する応募手続において事業者が市に提出した本事業の実施に関する提案書類一式（事業者募集手続のヒアリング等における回答を含む。）をいう。
 - 30 「引渡日」とは、建設事業者（又は SPC）が市に本施設を実際に引き渡す日をいう。
 - 31 「引渡予定日」とは、建設事業者（又は SPC）が市に本施設を引き渡す予定日をいい、本施設の引渡予定日は令和 8 年 8 月 31 日をいう。
 - 32 「本件土地」とは、島根県松江市学園南一丁目 21 番 1 号の土地をいう。
 - 33 「要求水準」とは、市が本事業の実施にあたり、事業者に履行を求める水準をいう。なお、事業者提案に記載された提案内容が要求水準書に記載された水準を上回る場合は当該提案内容による水準を適用する。
 - 34 「要求水準書」とは、本事業に関する事業者募集手続において市が配布した資料である

「松江市総合体育館改修整備管理運営事業に関する要求水準書」及び当該資料に係る質問回答書をいう。

別紙2 事業日程

内容	日時
事業期間	基本契約締結日～令和19年3月31日
設計・改修・建設期間	設計・施工一括請負契約締結日 ～ 令和8年8月31日
運営開始日	令和8年9月1日
維持管理業務期間	令和8年9月1日 ～ 令和19年3月末日
運營業務期間	令和8年9月1日 ～ 令和19年3月末日

別紙3 業務の委託又は請負企業一覧

建設事業者（又は SPC）から受託し、又は請け負う業務内容【 設計・工事監理業
務】

企業の名称 【 】

企業の所在地 【 】

建設事業者（又は SPC）から受託し、又は請け負う業務内容【 設計・工事監理業
務】

企業の名称 【 】

企業の所在地 【 】

建設事業者（又は SPC）から受託し、又は請け負う業務内容【 改修・建設工事業
務】

企業の名称 【 】

企業の所在地 【 】

建設事業者（又は SPC）から受託し、又は請け負う業務内容【 改修・建設工事業
務】

企業の名称 【 】

企業の所在地 【 】

建設事業者（又は SPC）から受託し、又は請け負う業務内容【 改修・建設工事業務】

企業の名称 【 】

企業の所在地 【 】

別紙4 保険

建設事業者（又は SPC）又は協力企業は、次の要件を満たす保険契約を締結しなければならない。

なお、提案書類において、以下に記載する条件を超える提案（以下本別紙において「事業者提案」という。）が行われた場合には、その提案内容の保険契約を締結するものとする。

また、保険契約に加えて他の種類の保険契約を締結することを事業者提案とした場合には、提案した保険も併せて加入するものとする。

建設事業者（又は SPC）は、保険契約が締結されたときは、その保険証券の写しを遅延なく市に提示し、かつ市の承諾なく保険契約及び保険金額その他の条件の変更若しくは解約をし、又は保険契約者に同様の変更若しくは解約をさせてはならない。

（1）建設工事保険

被保険者	： 設計、改修・建設工事・工事監理業務のうち改修業務及び建設工事業務に従事する企業及び市
保険対象	： 設計・施工一括請負契約に示す業務内容のうち、改修業務及び建設工事業務
保険期間	： 工事着手予定日を始期とし、改修業務及び建設工事業務完了日を終期とする
保険金額	： 請負代金額のうち、改修業務及び建設工事業務に係る費用
補償内容	： 工事現場での突発的な事故により、工事目的物や工事用仮設物等に生じた物的損害（水災危険を含む）
免責金額	： 1 事故あたり 100,000 円以下
その他	： 市を追加被保険者とする

（2）第三者賠償責任保険（請負業者賠償責任保険）

被保険者	： 設計、改修・建設工事・工事監理業務のうち改修業務及び建設工事業務に従事する企業及び市
保険期間	： 工事着手予定日を始期とし、改修業務及び建設工事業務完了日を終期とする
填補限度額	： 身体賠償 1 名あたり 1 億円以上、1 事故あたり 10 億円以上 財物賠償 1 事故あたり 1 億円以上
補償内容	： 本件工事に起因する第三者の身体障害及び財物損害が発生したことによる法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害
免責金額	： 1 事故あたり 100,000 円以下
その他	： 市を追加被保険者とする

別紙5 請負代金額の算出方法及び請負代金額等の支払方法

1 請負代金額の構成

建設事業者（又は SPC）が実施する設計、改修・建設工事・工事監理業務に係る対価は、次の費用で構成される。

項目	区分	構成される費用の内容
施設整備業務に係る対価 (請負代金額)	施設整備業務に係る費用	<ul style="list-style-type: none"> ・設計業務 ・工事監理業務 ・改修工事業務 ・建設工事業務
	その他費用	<ul style="list-style-type: none"> ・共通費 ・その他施設整備に関して必要となる費用

2 請負代金額の支払方法

(1) 支払時期

市は、請負代金額について、次のとおり、前払金、設計業務完了払、中間前払金、最終年度は請負代金額の精算払を行う。

支払計画は、次のとおりとし、竣工検査等支払に必要な手続きは、本契約に定めるもののほか市契約規則の定めるところによる。なお、設計業務完了払については、検査に合格したときに、支払いを請求することができる。

- 令和6年8月 前払金（(設計業務)）
- 令和7年6月 設計業務完了払金
- 令和7年7月 前払金（工事・工事監理業務等）
- 令和8年2月 中間前払金
- 令和8年9月 請負代金額の残額

(2) 支払金額

市は、事業者が提案書類において提案した金額及び施工計画に基づき、各年度の出来高予定額を試算する。

前払金は、当該年度の出来高予定額の40%以内とする。

中間前払金は、各年度において当該年度の予定工期の1/2を経過し、かつ、工程表によりその時期までに実施すべき業務が行われ、出来高予定額の1/2を超えた場合に請求することができ、当該出来高予定額の20%以内とする。

(3) 前金払及び中間前金払

- ア 建設事業者（又は SPC）は、保証事業者と、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする公共工事の前払金保証事業に関する法律第 2 条第 5 項に規定する保証契約（以下「保証契約」という。）を締結し、その保証証書を市に寄託して、当該年度の出来高予定額の 10 分の 4 以内の前払金の支払いを市に請求することができる。
- イ 建設事業者（又は SPC）は、前項の規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業者が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、建設事業者（又は SPC）は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- ウ 市は、アの規定による請求があったときは、請求を受けた日から 14 日以内に前払金を支払わなければならない。
- エ 建設事業者（又は SPC）は、アの規定により前払金の支払いを受けた後、保証事業者と中間前払金（地方自治法施行規則（昭和 22 年内務省令第 29 号）附則第 3 条第 3 項各号に掲げる要件を満たす工事について、アの前払金に追加して支払う前払金をいう。以下同じ。）に関し、契約書記載の工事完成の時期を保証期限とする保証契約を締結し、その保証証書を市に寄託して、請負代金額の 10 分の 2 以内の中間前払金の支払いを市に請求することができる。この場合においては、ウの規定を準用する。
- オ 建設事業者（又は SPC）は、中間前払金の支払いを請求しようとするときは、あらかじめ、市又は市の指定する者の中間前払金に係る認定を受けなければならない。この場合において、市又は市の指定する者は、建設事業者（又は SPC）の請求があったときは、直ちに認定を行い、当該認定の結果を建設事業者（又は SPC）に通知しなければならない。
- カ 建設事業者（又は SPC）は、請負代金額が著しく増額された場合においては、その増額後の当該年度の出来高予定額の 10 分の 4（中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）を乗じて得られる額から受領済みの前払金額（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。キ及びクにおいて同じ。）を差し引いた額に相当する額の範囲内で前払金（中間前払金の支払いを受けているときは、中間前払金額を含む。以下この号において同じ。）の支払いを市に請求することができる。この場合においては、ウの規定を準用する。
- キ 建設事業者（又は SPC）は、請負代金額が著しく減額された場合において、受領済みの前払金額が減額後の当該年度の出来高予定額の 10 分の 5（中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）を超えるときは、建設事業者（又は SPC）は、請負代金額が減額された日から 30 日以内にその超過額を市に返還しなければならない。ただし、この期間内に部分払いをしようとするときは、市は、その支払額の中からその超過額を控除することができる。

- ク キの期間内で前払金の超過額を返還する前にさらに請負代金額を増額した場合において、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額以上の額であるときは、建設事業者（又は SPC）は、その超過額を返還しないものとし、増額後の請負代金額が減額前の請負代金額未満の額であるときは、建設事業者（又は SPC）は、受領済みの前払金額からその増額後の請負代金額の 10 分の 5（中間前払金の支払いを受けているときは 10 分の 6）の額を差し引いた額を返還しなければならない。
- ケ キの超過額が相当の額に達し、これを返還することが前払金の使用状況からみて著しく不相当であると認められるときは、市と建設事業者（又は SPC）とが協議して返還すべき超過額を定める。ただし、請負代金額が減額された日から 30 日以内に協議が調わない場合には、市が定め、建設事業者（又は SPC）に通知する。
- コ 市は、建設事業者（又は SPC）がキの期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につきキの期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、市契約規則第 36 条第 2 項に規定する割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。
- サ 建設事業者（又は SPC）は、キの規定により受領済みの前払金に追加してさらに前払金の支払いを請求する場合には、あらかじめ、保証契約を変更し、変更後の保証証書を市に寄託しなければならない。
- シ 建設事業者（又は SPC）は、前項に定める場合のほか、請負代金額が減額された場合において、保証契約を変更したときは、変更後の保証証書を直ちに市に寄託しなければならない。
- ス 建設事業者（又は SPC）は、サ及びシの規定による保証証書の寄託に代えて、電磁的方法であって、当該保証契約の相手方たる保証事業会社が定め、市が認めた措置を講ずることができる。この場合において、建設事業者（又は SPC）は、当該保証証書を寄託したものとみなす。
- セ 建設事業者（又は SPC）は、前払金額の変更を伴わない工期の変更が行われた場合には、市に代わりその旨を保証事業会社に直ちに通知するものとする

(4) 前払金の使用等

- ア 建設事業者（又は SPC）は、前払金をこの工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（この工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費、労働者災害補償保険料及び保証料に相当する額として必要な経費以外の支払いに充当してはならない。ただし、平成 28 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までに、新たに請負契約を締結する工事に係る前払金で、令和 6 年 3 月 31 日までに払出しが行われるものについては、前払金の 100 分の 25 を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

(5) 出来高予定額及び支払限度額

各会計年度の出来高予定額並びに支払限度額は下表の通りとする。なお、市は、予算上の都合その他必要があるときは、出来高予定額及び支払限度額を変更することができるものとする。

年度	出来高予定額	支払限度額	摘要
令和6年度			主に設計業務費
令和7年度			主に改修・建設工事・工事監理業務費
令和8年度			主に改修・建設工事・工事監理業務費

様式1 目的物引渡書

目的物引渡書

令和 年 月 日

様

建設事業者（又は SPC） 住所
名称
代表者

松江市総合体育館改修整備管理運営事業設計・施工一括請負契約書第 15 条第 7 項及び第 38 条の規定に基づき、下記のとおり本施設及び本施設内の設備・備品等を引き渡します。

記

工事名	
工事場所	
施設名称	
引渡年月日	
立会人	松江市
	事業者

以上

【事業者名称】様

上記のとおり、令和【 】年【 】月【 】日付で本施設及び施設内設備・備品の引渡しを受けました。